

## 総合センターの今後のあり方について

### 1 経過

総合センターについては、平成13年12月の同和対策審議会答申に基づき、全市的、総合的な市民の人権啓発意識の普及高揚を図るための開かれたコミュニティ施設とするため、(1)各総合センター地域における旧青少年会館及び旧老人福祉センター分館機能を総合センターに集約すること(2)平成27年度を目途として指定管理者制度を導入することを主な内容とする「総合センターの今後のあり方について(たたき台)」を策定した。

その後、この「たたき台」について、市議会経済環境市民委員協議会への報告、地元住民や関係団体からの意見聴取および総合センター運営審議会から提出された意見書を踏まえる中で「たたき台」を「素案」として取りまとめ、再度市議会への報告や意見聴取を行うとともに、より広く市民意見を聴取すべく市民意見公募(パブリックコメント)を実施したところである。

### 2 寄せられたおもな意見について

これまでに寄せられた意見については、概ね次のとおりである。

(詳細は「資料2」参照)

#### (1) 指定管理者制度の導入について

- ・ 指定管理者に総合センター事業を丸投げせず、行政責任を明確にしてほしい
- ・ 総合センターの位置付けはどうなるのか。隣保館ではなくなるのか
- ・ 指定管理者制度に移行すると、国の補助対象から外れてしまう。行政責任を果たすためにも、総合センター所長は市職員とすべきである。

#### (2) 施設使用料について

- ・ 使用料は原則有料となっているが、これまでの経緯経過から、目的内利用については引き続き無料とすべき。

#### (3) 施設について

- ・ 安上がりだけを目的とした施設統廃合には反対
- ・ 人権啓発・市民交流の場として耐震補強など施設の充実を図って欲しい

### 3 市としての考え方

これまでに寄せられた意見等については、「素案」に示す方向性において対応できるものであると考えられることから、今後は「素案」を正式に市の案として取り扱い、具体的な内容については、引き続き地域住民や関係団体、総合センター運営審議会等からの意見を聴取しながら実施していくこととする。

以上